

國學院大學學術情報リポジトリ

〔学生懸賞論文発表〕 応募状況と選考過程、選評

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://k-rain.repo.nii.ac.jp/records/747

学生懸賞論文発表

令和三年度学生懸賞論文の 応募状況と選考過程

國學院雜誌編集委員会

第一部門 (本学文学部・神道文化学部学生、別科在籍者)
なし

第二部門 (本学大学院文学研究科・専攻科在籍者)

入選 II 本誌第一二二卷第九号掲載 II

中山 陽介 (文学研究科博士課程後期三年)

平坂名の字源と草書

佳作 II 本誌第一二三卷第一号掲載 II

埤岡 悠希 (文学研究科博士課程後期三年)

演奏の思想—1970年代の高橋悠治における

「自発性」の問題

(所属・学年は、応募当時)

本年度の学生懸賞論文の審査対象論文数は、文学部・神道文化学部学生、別科在籍者を対象とする第一部門は応募二本、大学院文学研究科・専攻科在籍者の本誌掲載済み論文を対象とする第二部門は四本であった。

選考過程で基準としているのは、表題と内容の整合性、オリジナリティ、問題提起が明瞭であるか否か、結論と照応しているか、論文中の学術上の述語の定義は適切か否か、論証過程に破綻がないか、当該課題の研究史が十分に踏まえられているか、日本語の表現は適切か、などであった。また、第二部門については、本誌掲載までの審査状況についても精査している。応募する際には、右記の点に留意してほしい。今後さらに、学生懸賞論文の意義を周知し、意欲的な研究成果が数多く懸賞論文の審査対象となることを期待したい。

なお、五月十八日に開催された國學院雜誌編集委員会において、査読の結果をふまえて厳正に審査した結果、対象論文一本を入選、一本を佳作とした。

選評

中山 陽介（文学研究科博士課程後期三年）令和三年年度）

平仮名の字源と草書

言語における文字の役割は「連続する音声の主たる特徴を単位区分として把握する視覚認識」を目指す。日本語の場合、音節（おおよそ〈子音＋母音〉の開音節構造）が単位区分に相当し、当初は漢字の導入によって視覚認識の具現化を果たした。いわゆる万葉仮名の用法である。その後、通説では漢字の書き崩しにより平仮名が成立したとするが、どのように書き崩せば平仮名の形になるのか、明解な説明を求め得ない現状がある。当該の中山論文は、この点に関する新たな研究である。

第一章「平仮名の成立過程の通説」では、従来の「平仮名」に関わる代表的な説明五項目を紹介した上で、通説を要約すれば「平仮名の成立は、①万葉仮名を草書にし、②それを更に書き崩す、といふ二段階を経てあるやうである」とし、それぞれを①草書化②簡略化と呼ぶ。しかし、どのように草書化が生じたのか、どのように草書が平仮名へと変化したのかという過

程については、いまだ十分な検討がない状況を指摘する。次に第二章「従来の研究」では、楷書や行書による万葉仮名が自然と書き崩され、草仮名そして平仮名へと至ったとする見方に疑問を投げかけ、楷書を出発点とすることの見直しを提案する。

第三章「草書の特徴と歴史」では、楷書と草書の歴史を概観し、その来歴が異なることを述べ、平仮名の字源を説く際に楷書を起点とすることの難を認め、万葉仮名を草書にすることは、楷書の万葉仮名の形を書き崩すことではなく、その代わりに草書の形を採用することであると指摘する。さらに第四章「日本に於ける草書の受容」と続き、近年の研究では、草書を十分に習熟した人が奈良時代には殆どなく、本格的に草書を受容するのは平安時代初期にまで降ることを明らかにする。

第五章「平仮名の字源の書体」では、平仮名の字源が必ずしも草書だけに限定はできず、朝鮮半島の書法に基づく上代の字形と一致するものや、平安時代初期に普及した晋唐書法の草書や楷書・行書に一致するものも混在し、総じて平安時代初期に通用した形が元になっていることを、具体的な図版を示しながら分析する。第六章「簡略化の発生」では、ここまでの論点を集約した上で、仮名に草書を取り入れたことが字形を書き崩すという簡略化の方法を導き、やがて平仮名の文字としての社会

性を支える重要な基盤となったことを述べる。

以上のように、当該の中山論文は、平仮名の成立に関する通説を的確に整理し、漢字の草書字形を源とする観点を導入することで、新たな視点を展開した。草書は平安時代になって普及し、平仮名が発生する契機となった点も明らかにした。よって、本論考は『國學院雑誌』学生懸賞論文における入選評価に値する。

埤岡 悠希 (文学研究科博士課程後期三年) 令和三年年度)
演奏の思想

— 1970年代の高橋悠治における「自発性」の問題

高橋悠治(一九三八—)の作曲活動は、一九七〇年代半ばに大きな転機を迎えたとされる。それまで計算的手法の導入によって作曲家の意図を極力排除することを試みていた高橋は、この時期以降、演奏者の意図や慣習から脱却することを模索しはじめたからである。その意味で、この時期は高橋の作曲歴のなかでも重要な転換点として位置づけられるが、その内実が十分に検討されてきたとは言い難い。本論文の意義はそうした先

行研究の不備を補う論点として「自発性」の概念に注目し、一次資料の読解を通じて、高橋悠治による「演奏の思想」の一端を明らかにしたことにある。

現代音楽の文脈における演奏者の「自発性」といえば、たとえば作曲家アール・ブラウン (Earle Brown, 一九二六—二〇〇二) の図形楽譜など、自由な演奏解釈を触発しようとするような試みを連想する。しかし、本論考によれば高橋のいう「自発性」は、そうしたものは根本的に異なる。高橋の「自発性」概念とは、演奏者が好き勝手に解釈できるという意味ではなく、むしろ個人の肥大化を抑制するようなルールのなかでこそ引き出される選択や協働の積極性を意味しているからだ。その具体例として、本論考ではたとえば《マナングリ》(一九七三)のように演奏者たちが互いの音に注意深く耳を傾けながら演奏の方向性を自己決定していくような作品や、《メアンドン》(一九七三)のように厳密なルールのもとで演奏順の選択を迫られるような作品が取り上げられる。また、《非楽之楽》(一九七四)や《自然について——エピクロスのおしえ》(一九七五)の分析では、高橋がさらに進んで集団制作を取り入れるかたちで音楽家どうしの協働性を促そうとしていたことも明らかにされる。そうした「自発性」が意味するのは、作曲

家が統制するので演奏者が自由に振る舞うのでもなく、両者が集団的な相互交渉のなかで演奏を立ち上げていくような新しい創作のかたちである。

以上のように本論考は言説と作品とを行き来しながら、これまであまり知られていなかった高橋の「演奏の思想」を具体的に解明しているという点で評価に値する。加えて、本論考はそうした高橋の演奏論から、ある種の制度批判を読み取っているという点でも評価に値する。本論考は一見すると現代音楽論から遠いように思われるトーマス・トゥリノの人類学的な音楽論を援用しつつ、高橋が単に新しい創作のかたちをめざすというより、特権的な個人に「創造性」を帰着させる近代芸術の制度や音楽家集団内のヒエラルキーを問題にしていたことに焦点を当てている。その意味で、本論考は作家論を超えて、より広く音楽制度論としての射程を備えている。もちろん、そうした射程にさらなる説得力を与えるには、他の音楽家との比較や同時代の社会背景についての考察が必要になるだろう。この点については本論考はいささか物足りない部分もあるため、今後の発展に期待したい。以上の理由から、本論考は『國學院雑誌』学生懸賞論文における佳作評価に値すると判断した。